

## 平戸市農業委員会第4回総会議事録

■開催日時：令和元年7月26日（金）9時30分～10時30分

■開催場所：平戸市役所本庁舎3階大会議室

■農業委員：17人出席

19番 丸田 保（会長） 8番 川村政幸（職務代理者）

1番：蜜山隆満 2番：岡村勝彦 4番：小川隆友 5番：本山勝茂

6番：松本一郎 9番：前川一夫 10番：榊屋可恵 12番：大山荒助

13番：山下忠平 14番：松山浩幸 15番：藤沢和正 16番：大山光敏

17番：福田延之 18番：永田 守

■欠席委員：

3番：阿部 榮 7番：谷本雅嗣 11番：青崎日出男

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 楠富事務局長 橋口総務農地班長 山本主査 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：楠富事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第7号 農地法第3条の規定に係る合意解約について

報告第8号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 非農地通知申出について

議案第21号 第4回農用地利用集積計画(案)について

議案第22号 第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程1 開会宣言</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度平戸市農業委員会第4回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b></p> <p>皆さん、おはようございます。本日は令和元年度平戸市農業委員会第4回総会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>昨日の報道では梅雨明け宣言もあり夏本番の季節となりました。長期予報では、33度を超える猛暑日が続くともいわれております。委員の皆さんには体調管理に留意され、農作業に励んでいただきたいと思っております。早期物はそろそろ収穫時期を迎えますが、先の水不足で影響が出ている水田も少なくありません。農業は天候に大きく左右される事業であることを再認識した今年の水不足でした。</p> <p>本日は報告2件、議案6件であります。委員の皆様には、慎重審議、また、闊達なご意見をいただきますようお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、3番、7番、11番委員、3名の委員から欠席の届出ありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長にお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</b></p> <p>それでは、日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に17番、18番委員、書記に事務局職員の事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>

	<p><b>■日程第4 会務報告</b></p>
会長	次に日程第4、7月の会務報告、及び8月の会務予定について事務局が報告いたします。
事務局	<p>それでは7月の主な会務報告をいたします。(7月会務報告を報告) 次に8月の行事予定を申し上げます。(8月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>会務報告が終了しましたので、ここで、次回、8月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を8月27日(火曜日)午前9時30分とし、場所は、市役所3階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を8月27日午前9時30分とし、場所は、市役所3階会議室において行うことといたします。</p>
	<p><b>■日程第5 議事</b></p> <p><b>《報告第7号 農地法第3条の規定に係る合意解約について》</b></p>
	次に、「報告第7号 農地法第3条の規定に係る合意解約」について、事務局からの提案説明を求めます。
事務局	<p>報告第7号 農地法第3条の規定に係る合意解約について説明いたします。議案書2ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番。貸人借人は、記載のとおりです。貸借農地の現況地目は田、面積2,042㎡、契約内容については、備考欄のとおりです。</p> <p>なお、解約後、農地中間管理機構での貸借を予定しております。</p> <p>整理番号2番。貸人借人は、記載のとおりです。貸借農地の現況地目は田、面積2,205㎡外2筆、計4,090㎡、契約内容については備考欄のとおりです。なお、解約後、所有権移転を行なうようにしております。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
会長	それでは質疑を終結し、報告第7号を終わります。

会長	<p>《報告第8号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》 次に、報告第8号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約」について、まず、整理番号1番から9番までの報告を求めます。</p>
事務局	<p>報告第8号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約」について、説明いたします。議案書4ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番。貸人借人は記載のとおりです。貸借農地現況地目は「畑」、面積660㎡外3筆、計3,582㎡、契約内容については備考欄のとおりです。なお、解約理由につきましては契約内容の見直しによる解約となります。</p> <p>整理番号2番から4ページ9番については、ご一読ください。なお、解約理由についてですが、3番については経営規模拡大による契約内容見直し、外、2番、4番、5番、6番、7番、8番、9番については、現地において耕作に不向きであったことから、契約後に貸借人双方の協議によって利用権設定の内容を修正するものです。</p> <p>整理番号9番までの説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>整理番号1番の件についてですが、A to Aで中間管理機構と契約していた件については、ご主人がなくなり耕作できなくなったことによる荒廃が解約の要因だと思います。そのときに私も協議に入りましたが、なかなか貸借できる方がいない。地域にも入って話し合いをしなければならぬと考えますが、市はどのように対処していくか。お考えがあればお聞かせ願いたい。</p>
農林課職員	<p>貸借の当事者が亡くなられた場合などに、次の農地借受者をどのように探していくかの手続きについて説明いたします。農地の借受者につきましては、地元の農業委員・適正化推進委員、JA、または地元代表者の方に聞き合わせ、ご紹介いただくなど情報提供をお願いしています。また、その農地の隣接農地所有者にも耕作できないかの問い合わせ担当課からするなど、耕作放棄地とならないよう関係機関と連携し対応しています。</p>
委員	<p>借受者が見つからず耕作できない農地が出た場合に協力金に影響は出るのですか。</p>

農林課 職員 会長	<p>この場合は、協力金の返還にならないものと考えます。</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第8号中、整理番号1番から9番までを終わります。次に、同議案の整理番号10番を議題とします。</p> <p>整理番号10番につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」規定に基づき、4番委員の退席を求めます。</p> <p>それでは、事務局から整理番号10番について報告を求めます。</p>
事務局	<p>5ページ、整理番号10番について説明いたします。貸人借人は記載のとおりです。貸借農地の現況地目は「畑」、面積1,002㎡外1筆、計1,824㎡、契約内容については、備考欄のとおりです。なお、解約理由につきましては経営規模拡大等による、契約内容の見直しによる解約となります。整理番号10番についての説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第8号中整理番号10番を終わります。4番委員の入場を求めます。</p> <p>(該当委員の入場)</p> <p>次に、同議案の整理番号11番を議題とします。整理番号11番につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」規定に基づき、14番委員の退席を求めます。</p> <p>(該当委員の退席)</p> <p>それでは、事務局から整理番号11番について報告を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号11番についてご説明いたします。貸人、借人は、議案書5ページの記載のとおりです。貸借農地の地目は「田」、面積38㎡、契約内容については備考欄のとおりです。</p> <p>なお、解約理由につきましては現地において耕作に不向きであったことから、契約後に貸借人双方の協議によって利用権設定の内容を修正するものです。整理番号11番についての説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは質疑を終結し、報告第8号中整理番号11番を終わります。 14番委員の入場を求めます。 (該当委員の入場)</p> <p>以上で報告第8号全整理番号の報告を終わります。</p> <p>《議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明いたします。それでは、議案書6ページをお願いします。整理番号1番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は「畑」211㎡、外9筆、計9,033㎡、自作で譲受人の耕作面積、14,526㎡、所有権移転の面積14,526㎡になり、下限面積をクリアしています。</p> <p>事由は経営移譲のため、所有権移転を贈与で行ないます。補足ですが、耕作面積について、該当する世帯の耕作面積を表記しており、今回、同一世帯での農地法第3条による所有権移転のため、耕作面積及び移転後の面積が同じ面積となっております。</p> <p>つづきまして、整理番号2番。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は「田」485㎡、自作で譲受人の耕作面積、28,137㎡、所有権移転後の面積28,622㎡になり、下限面積をクリアしています。事由は経営規模拡大のため、所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号3番。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は「田」852㎡、自作で譲受人の耕作面積、28,137㎡、所有権移転後の面積28,989㎡になり、下限面積をクリアしています。事由は経営規模拡大のため、所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号4番。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。申請農地地目は「田」1,993㎡、自作で譲受人の耕作面積、24,906㎡、所有権移転後の面積26,899㎡になり、下限面積をクリアしています。事由は経営規模拡大のため、所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号5番。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は「田」591㎡、自作で譲受人の耕作面積、13,103㎡、</p>

事務局	<p>所有権移転後の面積 13,694 m<sup>2</sup>になり、下限面積をクリアしています。事由は経営規模拡大のため、所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>つづきまして、7 ページをお願いします。整理番号 6 番。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は「畑」2,816 m<sup>2</sup>外 5 筆、計 10,776 m<sup>2</sup>、自作で譲受人の耕作面積、18,490 m<sup>2</sup>、所有権移転した後の面積 18,490 m<sup>2</sup>になり、下限面積をクリアしています。事由は経営移譲のため、所有権移転を贈与で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号 7 番。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は「畑」1,567 m<sup>2</sup>外 2 筆、計 2,788 m<sup>2</sup>、自作で譲受人の耕作面積、3,384 m<sup>2</sup>、所有権移転後の面積 6,172 m<sup>2</sup>になり、下限面積をクリアしています。事由は経営規模拡大のため、所有権移転を贈与で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号 8 番。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。申請農地地目は「畑」682 m<sup>2</sup>外 1 筆、計 1,926 m<sup>2</sup>、自作で譲受人の耕作面積、61,647 m<sup>2</sup>、所有権移転した後の面積 63,573 m<sup>2</sup>になり、下限面積をクリアしています。事由は経営規模拡大のため、所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>各番号真性の詳細はお手元の農地法第 3 条調査書をご一読いただきたいと思ひます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。議案第 17 号について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 17 号を原案のとおり許可することといたします。</p>
会長	<p>《議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書 8 ページをお願いします。議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請は、2 件ともに県の追認案件であり、県から追認許可がおりたため、農地法第 4 条申請がなされたものです。</p> <p>整理番号 1 番。申請者は記載のとおりです。申請農地地目は「田」面積 177 m<sup>2</sup>外 1 筆、計 820 m<sup>2</sup>、用途は保育施設広場及び駐車場用地、農地種別は第 2 種、事由は保育施設の広場及び駐車場建設のためとなっています。</p> <p>またこの事案は、昭和 49 年に保育施設を建設し、施設の広場、運動と駐車場を建設したもので既に 20 年以上が経過しており、簡易手続相当の違反案件ということで長崎県農地転用事務指針第 4 の 1 の (3) の「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引続き非農地である土地」に該当することから、県の追認許可が出ております。</p> <p>次に整理番号 2 番。申請者は記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は「畑」面積 136 m<sup>2</sup>外 1 筆、計 609 m<sup>2</sup>、用途は倉庫用地、農地種別は第 2 種、事由は倉庫建設のためとなっています。</p> <p>この事案につきましても、昭和 46 年頃に農地転用許可を受け、倉庫を建設したものの、土地の境界線の誤認により、増築及び通路部分において許可を受けていない農地に及んでいたことが判明したものです。既に 20 年以上が経過しており、簡易手続相当の違反案件ということで、先ほどと同様に長崎県農地転用事務指針第 4 の 1 の (3) に該当することから県の追認許可が出ております。</p>
会長	<p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>整理番号 2 番は保育所とのことですが、私立であれば保育所建設時に助成金が出たのではありませんか。助成金を支出しているとなれば、当然申請前に市は転用手続きを指導すべきではなかったのですか。</p>
事務局	<p>当該施設につきましては、私立保育所であり、施設新設に関しましては、国県等から建設整備補助金が支出されることとなります。</p> <p>当然、補助金申請の添付資料として公図及び施設設備の平面図等の提出が求めますので、保育所担当課は地目確認ができる環境にあり、本来であれば事業者に対して指導すべきであったと思われれます。</p> <p>また先ほどの事務局説明を補足しますが、前回、6 月総会にて議案第 12 号提案と同じものであります。前回は、申請書の確認不足で、本来農地 2 筆であったのが 1 筆分の申請及び県の許可であったため、6</p>

事務局	月提案を取り下げ、今回提案しているものであります。説明が不足し申し訳ありませんでした。ご審議のほどお願いいたします。
委員	今回の事案以外にも、補助金助成による施設用地には転用未届けのケースがあるということになるのですか。
事務局	本来、補助金の対象となる申請地の地目確認は行政側としてチェックすべき事項と思われます。今回のケースは稀であると推察しますが、可能性としてはないとはいえません。
委員	先ほどの事務局説明で、6月総会の取り下げ事案であったことが冒頭の説明になかったのは委員への説明不足にあたるものです。その辺はちゃんと指導するように。
事務局	以降、このようなことがないように十分指導いたします。
会長	それでは、質疑を終結し採決に入ります。議案第18号について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第18号を原案のとおり決定いたします。
	<b>《議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について》</b>
	次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」について、まず、整理番号1番、2番について提案説明を求めます。
事務局	議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請：について説明いたします。議案書9ページをお願いします。整理番号1番。 申請者については記載のとおりです。申請農地地目は「畑」207㎡、併用地として雑種地481㎡があります。用途は通路及び駐車場用地、農地種別は第2種、事由は住宅リフォームに伴い、進入路及び駐車場を確保するため、所有権移転を贈与で行ないます。 次に、整理番号2番。申請者については記載のとおりです。申請農地地目は「畑」2,512㎡、用途は農業用施設用地、農地種別は農振農用地、事由は肉用牛経営規模拡大のため申請地に堆肥舎を建築するものです。契約については、使用貸借で行います。 なお、この農地については、貸人が平成21年12月に転用届により

事務局	<p>堆肥舎 170 m<sup>2</sup>を建築しております。また、先月の総会により農業振興地域整備計画の変更が行なわれております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>議案 19 号、整理番号 1 の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年 7 月 16 日午後 2 時 40 分頃から北部地区農業委員、推進委員、代理申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、現在、耕作は行なわれておらず、自己保全管理している農地でありました。</p> <p>申請人は、平戸市内の現在の住宅のリフォームを検討しているとのことで、リフォームにあたり進入路及び駐車場の確保をしたいとの説明でした。雨水等については、他の農地へ浸水する恐れがない状況でした。また、申請地周辺の農地は耕作しておらず、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないと見受けられましたので、問題はないかと思われます。以上で補足説明を終わります。</p>
委員	<p>議案 19 号、整理番号 2 の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年 7 月 16 日午前 10 時頃から大島地区農業委員、推進委員、申請人、事務局職員により現地確認しました。</p> <p>申請地は、現在、耕作されている農地でありました。</p> <p>申請人は、肉用牛経営規模拡大のため、申請地に堆肥舎建築を検討しているとのことです。汚水処理については、自然発酵による堆肥化を行なうとのことで周囲に民家もなく問題はないかと思われます。</p> <p>また、申請地周辺の農地は耕作しておりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願ひます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 19 号中、整理番号 1 番、2 番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>

委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、議案第 19 号中、整理番号 1 番、2 番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、同議案中、整理番号 3 番を議題とします。整理番号 3 番につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき、4 番委員の退席を求めます。</p> <p>(該当委員の退席)</p> <p>それでは、事務局から整理番号 3 番について提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 3 番について説明します。申請者については記載のとおりです。申請農地地目は「畑」、1,002 m<sup>2</sup>外 1 筆、計 1,824 m<sup>2</sup>、併用地として、原野 806 m<sup>2</sup>があります。</p> <p>用途としては、農業用施設用地、農地種別は農振農用地、事由としては、肉用牛経営規模拡大のため申請地に牛舎及び堆肥舎を建築するものです。契約は使用貸借で行います。また、先月の総会により農業振興地域整備計画の変更が行なわれております。</p>
会長	事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。
委員	<p>議案 19 号 番号 3 の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年 7 月 16 日午後 2 時頃から田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、現在、耕作されている農地でありました。</p> <p>申請人は、肉用牛経営規模拡大のため、申請地に牛舎及び堆肥舎の建築を検討しているとのことで、汚水については、自然発酵による堆肥化を行なうとのことでした。周囲に民家もなく問題はないかと思われれます。</p> <p>また、申請地周辺の農地は、現在耕作しておりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われれます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p>

会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 19 号中、整理番号 3 番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 19 号中、整理番号 3 番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、4 番委員の入場を求めます。</p> <p>(該当委員の入場)</p> <p>以上で、議案第 19 号の審議を終了いたします。</p> <p><b>《議案第 20 号 非農地通知申出について》</b></p> <p>次に、議案第 20 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 10 ページをお願いします。整理番号 1 番。</p> <p>申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は「畑」247 m<sup>2</sup>、外 2 筆、計 1,162 m<sup>2</sup>、現況は山林原野化している状態でした。</p> <p>次に整理番号 2 番。申出人は記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地地目は「畑」3,103 m<sup>2</sup>外 2 筆、計 3,403 m<sup>2</sup>、現況は山林原野化している状態でした。</p> <p>次に整理番号 3 番。申出人は記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地地目は「畑」1,037 m<sup>2</sup>、現況は山林原野化している状態でした。</p> <p>次に整理番号 4 番。申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は「田」471 m<sup>2</sup>外 1 筆、計 583 m<sup>2</sup>、現況は山林原野化している状態でした。</p> <p>次に整理番号 5 番。申出人は記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地地目は「田」525 m<sup>2</sup>、現況は山林原野化している状態でした。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>議案 20 号 整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p>

委員	<p>令和元年7月16日午後3時40分頃から、北部地区農業委員、推進委員、代理申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は耕作されておらず、雑木等が茂っており、写真で見ていただいたとおり、耕作できるような状態ではありませんでした。</p>
委員	<p>議案20号 整理番号2番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年7月16日午後4時10分頃から、中部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地の2箇所は道路そばでしたが、従前より耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>また、申請地の下り道については、侵入する道路もよく分からないような状態であり、航空写真及び遠方から見て、場所を確認いたしましたが、耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、雑木が茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p>
委員	<p>議案20号 整理番号3番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年7月16日午後1時30分頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、従前より耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>また、所有者も耕作意思がないとこのことを確認しましたが、その一方で、当該地は市道に面しており日当たりもよく農地としては立地条件も大変良いのに、本人申し出とはいえ非農地とすることが農業委員会の判断として妥当なのか悩ましく個人的に感じたところです。</p> <p>以上であります。</p>
会長	<p>現地調査での各委員さんの判断はどうだったのですか。</p>
事務局	<p>先ほどのスライドを見ていただいたように、画像上では一筆全部が保全されているように見えますが、実際は車両通行に支障が生じないよう一部分は保全していますが、それ以外の多くの部分は除草作業等も行われていない状況でしたので、皆さんの意見を総合し非農地との判断になりました。</p>
委員	<p>議案20号 整理番号4番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和元年7月16日午後1時頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p>

委員	<p>申請地は2筆とも従前より耕作されておらず、写真で見てくださいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p>
委員	<p>議案 20 号 整理番号 5 番の補足説明を行いません。  令和元年 7 月 16 日午前 9 時 30 分頃から、大島地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。  申請地は従前より耕作されておらず、進入路もよく分からない状態になっておりました。写真で見てくださいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。  ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願ひます。  (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。  議案第 20 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 20 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 21 号 第 4 回農用地利用集積計画 (案) について》  次に、議案第 21 号「第 4 回 農用地利用集積計画 (案)」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 21 号「第 4 回農用地利用集積計画 (案)」について説明いたします。議案書 11 ページをお願いします。利用権設定各筆明細は、賃借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地の現況地目「田」、面積 302 m<sup>2</sup>外 6 筆計 4,297 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号 2 番については、ご一読ください。</p> <p>合計新規 1 件、7 筆、面積 4,297 m<sup>2</sup>、再設定 1 件 3 筆、面積 3,769 m<sup>2</sup>、合計 2 件 10 筆、8,066 m<sup>2</sup>となっております。</p>

事務局	<p>つづきまして、11 ページ下段をご覧ください。</p> <p>承認案件は、農業経営基盤強化促進法第にかかる農地の所有権の移転であります。整理番号 3 番。所有権の移転を受ける者及び所有権を移転する者については、記載のとおりです。</p> <p>所有権の移転を設定する土地現況地目は「畑」、面積 419 m<sup>2</sup>、設定内容については、記載のとおりです。なお、移転後は飼料作物の作付けを行う予定です。</p> <p>つづきまして、議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は農地中間管理事業による、賃借権になります。整理番号 4 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地現況地目は「田」、面積 2,042 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号 5 番については、ご一読ください。</p> <p>合計で新規 2 件、3 筆、面積 5,577 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>集積計画案の説明は以上になります、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
会長	<p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 21 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 21 号を原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p>《議案第 22 号 第 4 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》</p> <p>次に、「議案第 22 号 第 4 回農用地利用配分計画（案）に対する意見」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 22 号「第 4 回農用地利用配分計画（案）に対する意見」について説明いたします。議案書 13 ページ上段をお願いします。</p> <p>設定する利用権の種類については、賃借権になります。</p>

事務局	<p>整理番号 1 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。利用権を設定する土地現況地目は「田」、面積 2,042 m<sup>2</sup>、設定する権利権については、記載のとおりです。整理番号 2 番については、ご一読ください。</p> <p>合計、新規 2 件、3 筆、面積 5,577 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>つづきまして、13 ページ下段をお願いします。設定する利用権の種類については、使用貸借権になります。</p> <p>整理番号 3 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。利用権を設定する土地の現況地目は「田」、面積 1,141 m<sup>2</sup>外 1 筆、計 1,141 m<sup>2</sup>、設定する権利については、記載のとおりです。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 22 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 22 号を原案のとおり決定いたします。</p>
	<p><b>■日程第 6 閉会</b></p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第 4 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p>

閉会時刻：10時50分

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人

17番委員 \_\_\_\_\_ 印

18番委員 \_\_\_\_\_ 印